(ロ)　分割契約等に承継会社等が当該労働者の労働契約を承継する旨の定めがある場合には、分割会社との間で締結している労働契約は、分割会社から承継会社等に包括的に承継されるため、その内容である労働条件はそのまま維持されること及び当該労働者の労働契約を承継する旨の定めがない場合には、法第４条第１項の異議の申出をすることができることを当該労働者に対し説明すべきこと。

(ハ)　当該労働者が、分割契約等に承継会社等が当該労働者の労働契約を承継する旨の定めのないことにつき、法第４条第１項の異議の申出をした場合には、同条第４項の規定に基づき、当該労働者が分割会社との間で締結している労働契約が、その内容である労働条件を維持したまま承継会社等に承継されるため、これに反する転籍合意部分は、その効力がないものとされること。

ロ　出向

承継される事業に主として従事する労働者が、分割会社との労働契約を維持したまま、承継会社等との間で新たに労働契約を締結する出向の場合であっても、法第２条第１項及び第２項の通知並びに商法等改正法附則第５条で義務付けられた協議等の手続が必要であることに留意すべきであること。

第２の４の(1)の見出し中「協議」を「協議等」に改め、同イ中「従事している労働者」の下に「及び承継される事業に従事していない労働者であって分割契約等にその者が当該分割会社との間で締結している労働契約を承継会社等が承継する旨の定めがあるもの」を加え、「概要、」の下に「効力発生日以後における分割会社及び承継会社等の債務の履行の見込みに関する事項、」を加え、後段として次のように加える。

分割会社は、事業を構成するに至らない権利義務の分割の場合において、分割契約等に労働契約の承継の定めのない労働者のうち、当該権利義務の分割が当該労働者の職務の内容等に影響しうるものに対しては、法第７条の労働者の理解と協力を得る努力とは別に、職務の内容等の変更があればその説明を行う等、一定の情報を提供することが望ましいこと。

第２の４の(1)のく及びけを次のように改める。

ハ　協議に当たっての代理人の選定

労働者が個別に民法の規定により労働組合を当該協議の全部又は一部に係る代理人として選定した場合は、分割会社は、当該労働組合と誠実に協議をするものとされていること。

ニ　労働組合法上の団体交渉権との関係

会社分割に伴う労働者の労働条件等に関する労働組合法第６条の団体交渉の対象事項については、分割会社は、当該協議が行われていることをもって労働組合による当該会社分割に係る適法な団体交渉の申入れを拒否できないものであること。

また、当該対象事項に係る団体交渉の申入れがあった場合には、分割会社は、当該労働組合と誠意をもって交渉に当たらなければならないものとされていること。

第２の４の(1)のくの見出し中「違反」を「違反等」に改め、同くに後段として次のように加える。

また、最高裁判所の判例において、商法等改正法附則第５条で義務付けられた協議が全く行われなかった場合又は協議が行われた場合であっても著しく不十分であるため、法が当該協議を求めた趣旨に反することが明らかな場合には、法第２条第１項第１号に掲げる労働者は法第３条に定める労働契約の承継の効力を個別に争うことができるとされていることに留意すべきであること。

第２の４の(2)のロの(ロ)中「履行」の下に「の見込み」を加え、くを次のように改める。

ハ　労働組合法上の団体交渉権等

労働組合は、使用者との間で団体交渉を行う権利を有するが、団体交渉に応ずべき使用者の判断に当たっては、最高裁判所の判例において、「一般に使用者とは労働契約上の雇用主をいうものである」が、雇用主以外の事業主であっても、「その労働者の基本的な労働条件等について雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて」、使用者に当たると解されていること等これまでの裁判例等の蓄積があることに留意すべきであること。

会社分割に伴う労働者の労働条件等に関する労働組合法第６条の団体交渉の対象事項については、分割会社は、法第７条の手続が行われていることをもって労働組合による当該会社分割に係る適法な団体交渉の申入れを拒否できないものであること。

また、当該対象事項に係る団体交渉の申入れがあった場合には、分割会社は、当該労働組合と誠意をもって交渉に当たらなければならないものとされていること。

第２の４の(2)のニの次に次のように加える。

ホ　その他の留意事項

労働組合法上の不当労働行為責任及び使用者の地位が会社分割に伴い、分割会社から承継会社等に承継されるとする裁判例や中央労働委員会の命令があることに留意すべきであること。

第３本文中「規定」と、」の下に「これらの規定（第２の４の(1)のヘ後段を除く。）中」を、「第２の２の(4)のハの(ホ)」の下に「並びに同４の(2)のホ」を加え、第３の表第１の項の中欄中「第70条の６第２項」の下に「及び医療法（昭和23年法律第205号）第62条」を加え、同表第２の２の(1)の項の次に次のように加える。

第２の２の(3)のイ	会社の	出資組合の

第３の表第２の２の(3)のイ及びロの項中「イ及びロ」を「ロ及びハ」に、同表第２の２の(3)のハの項中「(3)のハ」を「(3)のニ」に改め、同表第２の２の(4)のイの(ロ)及び(ハ)の項中「及び(ハ)」を削り、同項の次に次のように加える。

第２の２の(4)のイの(ハ)	会社は	出資組合は
	会社制度	農業協同組合制度

第３の表第２の２の(4)のハの(イ)のｂの(a)の項を次のように改める。

第２の２の(4)のハの(イ)のｂ	会社法第２条第30号の規定による新設分割（以下「新設分割」という。）によって設立する会社（以下「設立会社」という。）	設立組合
	設立会社に	設立組合に
	設立会社を	設立組合を

第３の表第２の２の(4)のハの(ハ)のｂの(b)の項を削る。

第３の次に第４として次のように加える。

第４　医療法に規定する吸収分割及び新設分割の場合についての準用

第１及び第２の規定は、医療法第60条に規定する吸収分割及び同法第61条第１項に規定する新設分割について準用する。この場合において、これらの規定中「会社法第５編第３章並びに第５章第２節及び第３節」とあるのは「医療法第６章８節第２款の規定」と、これらの規定（第１及び第２の４の(2)のホを除く。）中「分割会社」とあるのは「分割医療法人」と、「承継会社等」とあるのは「承継医療法人等」と、「会社分割」とあるのは「医療法人分割」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第１	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第８条（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の６第２項及び医療法（昭和23年法律第205号）第62条において準用する場合を含む。）	医療法（昭和23年法律第205号）において読み替えて準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第８条